

手続き手順書(令和7年度以降)

(川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金)

《お問い合わせ先》

川崎市 まちづくり局 総務部企画課 (044-200-2703)
E-mail: 50kikaku@city.kawasaki.jp

《要綱・様式・設置手引き・カタログ等》

つぎのホームページをご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000168409.html>



- バス停留所ベンチ設置支援補助金の交付を受けるためには、つぎの手順に沿って手続きをおこなってください
- バス停ベンチ設置手引きや交付要綱と併せて手続き上の注意点を確認し、必要に応じて空欄や余白にメモを取り、御活用ください
- この手順書は、歩道への設置を想定したものです。

凡例 町内会・自治会内 まちづくり局へ 設置業者へ 道路公園センターへ 警察署へ



《町内会・自治会内で、ベンチ設置について話し合みましょう》

①町内会・自治会で検討 予定: 月 日 曜日 時から

話し合う内容	設置手引き
設置場所の検討、周辺地権者への確認	P6~15
ベンチと設置業者の選定	P16~19
設置後の清掃・点検の役割分担	P20~22
保険加入	P20、22

町内会・自治会内で
設置意思の合意を
取り、記録を作成

《話し合った内容を整理し、まずはまちづくり局へ相談してください》

②事前相談(まちづくり局) 予定: 月 日 曜日 時から

下記の資料を揃え、メール(50kikaku@city.kawasaki.jp)または電話(044-200-2703)や市役所窓口でまちづくり局総務部企画課に連絡

揃える資料	備考
設置場所の状況が分かる写真(設置に必要な寸法がとれているか確認できるよう、寸法を計測した写真も撮影)	カラーのもの
設置しようとしているベンチの寸法、仕様などが分かる資料	カタログなど
維持管理に向けて話し合った内容が分かるもの	メモでOK
保険加入について話し合った内容が分かるもの	メモでOK

《ベンチの製作・設置を行う業者に連絡しましょう》

③業者見積・図面作成依頼

ベンチ設置業者に設置費用の見積、図面作成(ベンチ本体)を依頼

業者に伝える内容	備考
設置したいベンチ、ベンチの仕様・条件(寸法など)	
設置する場所の情報(停留所名、設置場所の寸法、写真)	
平面図、ベンチ本体の構造図の作成依頼	

《道路公園センターで設置場所を説明し設置可能か確認しましょう》

④設置可否、設置場所相談 予定: 月 日 曜日 時から

相談先 道路公園センター(住所は設置手引きP26)

持ち物 設置場所の写真、平面図、ベンチ本体の構造図、仕様書など

確認する内容

設置可否(□可 □不可)

ベンチの固定方法(□直置き □アンカーボルト □基礎+アンカーボルト)

《確認した地面への固定方法を業者へ伝え、資料を再依頼しましょう》

⑤業者見積作成 再依頼

- ④「地面への固定方法」をベンチ設置業者に伝え、
設置費用の見積、図面作成(固定方法含む)を再度依頼

《内容や金額をまとめ、まちづくり局へ補助金交付申請をしてください》

⑥補助金交付申請

申請先	川崎市まちづくり局総務部企画課
申請開始	令和7年5月1日(木)～ ※予算上限に達し次第終了
提出方法	オンライン手続き(ロゴフォーム) https://logoform.jp/form/FUQz/692471 
	窓口(川崎市役所本庁舎19階)
	郵送(宛先住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
提出書類	設置手引きP24を確認

《設置条件を整理できたら道路公園センターへ許可申請をしましょう》

⑦道路占用許可申請 予定: 月 日 曜日 時から

- 申請先 道路公園センター(場所は設置手引きP26)
提出書類 設置手引きP25を確認

《警察署へ道路使用許可の申請をしましょう》

⑧道路使用許可申請 予定: 月 日 曜日 時から

- 申請先 所轄の警察署(場所は設置手引きP28)
提出書類 設置手引きP27を確認

《⑥～⑧の申請が下りたら、ベンチ設置業者へ発注しましょう》

⑨ベンチ発注

- ベンチ設置業者に⑥～⑧の申請が下りた旨を伝え、ベンチを発注し、
製作を開始してもらいましょう

《業者支払い前に補助金額が必要な場合は概算払の申請をしましょう》

⑩補助金概算払申請

- 川崎市まちづくり局総務部企画課へ⑥と同じ方法で提出してください
必要書類 請求書、補助金概算払要望調書

《業者がベンチを設置する際に、立会いを行いましょう》

⑪ベンチ設置

- 設置日程⇒ 月 日 曜日 時から
立会者 ⇒

※設置後のメンテナンス方法も業者に確認しましょう。※

《申請通り、ベンチを設置したことをまちづくり局へ報告してください》

⑫実績報告 提出期日:ベンチ設置後30日以内、
または、3月15日のいずれか早い日※消印有効

- 川崎市まちづくり局総務部企画課へ⑥と同じ方法で提出してください

揃える資料	確認内容
川崎市バス停留所ベンチ設置支援 補助金実績報告書(第9号様式)	道路占用許可証、道路使用許可証 ※道路に設置する場合
領収書(内訳が分かるもの)の写し	設置したベンチに使用した木材の出 荷証明書・納品書等、国産木材の総 使用量が分かる資料
ベンチを設置したことが分かる写真	

※概算払申請をしていない場合のみ

《金額確定通知書を受領後、補助金交付の請求をしてください》

⑬補助金交付請求

- 補助金額の確定通知書を市から受領後、
川崎市まちづくり局総務部企画課へ⑥と同じ方法で提出してください

揃える資料

- 川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金交付請求書(第11号様式)

《維持管理を行い、長きに渡りベンチをきれいに保ちましょう》

⑭維持管理

- 設置したベンチは町内会・自治会が維持管理を行ってください
やること ・定期的なベンチの点検や清掃、メンテナンス
・破損、事故発生した際の安全対策や修理など
※設置の手引きP20～22を確認してください